

鳥取県伯耆町 上下水道料金について

(2020.04)

上水道料金

(使用料(2箇月につき)、消費税含む)

用途	開栓時の水道料金(2箇月につき)					
	基本料金				超過料金	
	水量	口径	金額	参考 (税抜)	超過水量	金額
一般用	16m3まで	—	1,760円	1,600円	16m3を超える1m3当たり	110円
業務用	16m3まで	13mm	1,870円	1,700円		
		100mm	5,434円	4,940円		

下水道料金

(公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水)

(一般家庭等)

(使用料(2箇月につき)、消費税含む)

区分	世帯割※基本使用料	世帯員割※追加使用料	備考
一般家庭	5,280円	1人につき 880円	一般家庭世帯の人数は、使用料算定月(偶数月)の1日現在とす

(事業所等)

(使用料(2箇月につき)、消費税含む)

区分	排除汚水量	基本使用料	超過使用料		備考
			超過水量	金額	
事業所、学校、飲食店等	30m3まで	5,280円	30m3を超える1m3当たり	176円	事業所との併用住宅を含む

(浄化槽施設)

(一般家庭等)

(使用料(2箇月につき)、消費税含む)

区分	世帯割※基本使用料	世帯員割※追加使用料	備考
一般家庭	5人槽 3,960円	一般家庭 1人につき 880円	一般家庭世帯の人数は、使用料算定月(偶数月)の1日現在とす ※世帯割料金算定 基本料金 5,280円 減免額 5人槽 1,320円 7人槽 1,980円 10人槽 3,300円
その他用途施設	7人槽 3,300円	その他用途施設 JIS処理対象 人員算定基準 表による人員 1人につき 880円	
	10人槽 1,980円		
	※減免後の料金		

○請求月、支払方法について

上下水道料金の請求月は2ヶ月に1回(奇数月)となります。

支払い方法は、口座振替(推奨)または納付書払となります。

○上下水道の使用休止、再開、閉栓等の手続きについて

上下水道の使用を休止される場合は、手続きが必要です。(電話連絡可)

休止中の上下水道料金は、かかりません。

ただし、休止期間中の水道使用水量が2m3以上であった場合、通常料金となります。

再度、使用される場合、一時使用される場合はご連絡ください。(電話連絡可)

なお、連絡は1週間前までにご連絡ください。

手続きは、役場の開庁日のみ(平日8:30~17:15)となります。

※平日の17:15以降翌朝8:30まで及び土、日、祝祭日、年末年始の終日は手続きできません

○下水道、浄化槽の世帯人数計算について

世帯員割は、住民基本台帳に基づく人数により、基準日(偶数月の1日)の人数で算定します。

人数の増減があった場合は、異動届を提出した月の翌偶数月の1日から変更となります。

なお、特別な場合(病院、施設への入所など)においては、人数の減免をすることができます。